

中学校における体育授業の在り方に関する研究

—男女別習・共習に注目して—

スポーツ文化研究領域

5007A062-1 村上周一

研究指導教員： 友添秀則教授

【研究の目的・方法】

本研究の目的は、まず、学校において伝統的に行われてきた男女別習型体育授業の原因と問題点を明らかにすることである。次に、男女が共に学ぶ必要性を示し、男女共習型体育授業についての可能性と問題点を指摘する。そして、これらを踏まえて最終的には、2008(平成 20)年に改訂された中学校学習指導要領(以下、新学習指導要領)を手掛かりとして、これからの中学校における男女体育授業の理想的な実施方法を、理論的に提言していくことを目的とする。

研究対象は、中学校における体育授業とし、第二次世界大戦終戦後を考察する。したがって、研究資料は体育科教育関連の文献を主として扱い、年代も1945(昭和 20)年以降の文献を主として扱う。

【第 1 章】

学校の体育は、1989(平成元)年の学習指導要領改訂まで、男女の指導内容に差があるままの状態が続いた。この改訂から、体育における性差の指定がなくなったが、中学校・高等学校においては、依然として男女別習型体育授業が行われていることが多い。これは教育の平等であるとは言えない。

体育の授業が男女別習で行われてきた背景には、体力的な男女差異と身体的特徴の男女差異がある。しかし、人間の身体的構造に見られる女性と男性の差異は、生殖器官を除けば、男女差よりも個人差の方が大きいとされている。

また、体育の授業で扱う近代スポーツは、男性文化の領域として生まれてきた。その男性らしさの教育や男性文化を教授する者として、体育教師の存在が確立されてきた。この構造を教師自身が無意識に受け入れており、それが教育活動にも影響を与えたと考えられる。

このような親や教師が期待する男女の体育・スポー

ツ観の違いは、男女の伝統的な役割や、男らしさ・女らしさの固定的なイメージを再生産し、気付かないうちに学校は教えている。この男らしさと女らしさについての先入観が、男女平等教育を阻んでいると考えられ、体育においても男女別習型授業の伝統は根強いと考えられる。

【第 2 章】

これからは実際のふれあいの場を通じて、共生思想を心の中に強く刻みつけていく教育が必要である。男女それぞれが、人間の発達過程であらわれる相違点を相互に認め合い、両性が自らの個性を十分に発揮しながら、従来の社会の在り方や文化を創造的に変えていくことが、今求められている。それは近年、男女混合のチームをつくってスポーツを楽しむ機会はかなり多く、みんなで楽しむことのできるスポーツが盛んになっていることから必要な力だと言える。生涯を通じてスポーツに親しむことは男女共に求められる力でもある。男女共習型体育授業の経験が、男女を含むこの生涯スポーツへの好意度に関わってくるだろう。これからは、能力の高い者と低い物との共存という学習を越えて、男子と女子との共存のあり方をスポーツ場面で学習するべきではないだろうか。

また、一部の例外を除き、基本的には男女共習で行わなければいけないとされたアメリカの体育授業の事例では、課外のスポーツ活動において女子の参加機会が著しく広がり、爆発的な進展を遂げたとされる。しかし、男子が女子に気遣いながらプレーしていることが顕在化した。このような成果と課題から、男女共習の制度を今一度考察し、日本の体育に当てはめてみる必要がある。成果が報告されていることもあり、導入を積極的に考えてもよいのではないだろうか。

【第 3 章】

人間として持つべき規範意識と基礎的な身体能力や知識を身に付けるために、新学習指導要領における体育は、男女で共に学ばれるべきではないだろうか。生涯スポーツは男女で行うことが多いという理由はもちろんのこと、男女共に社会で生きる力をも育まれるべきだからである。

必修化された武道とダンスにおいても、男女体育授業の在り方を大きく変化させる可能性を持つ。これには、男性的スポーツ教材と女性的スポーツ教材という固定概念の解消も期待できる。

また、最低 3 時間が必ず組み込まれることとなった体育理論では、技能や体力に結びつく知識だけでなく、スポーツを文化として理解する学力が重視されている。さらに、スポーツには人種や性、障害の有無といった違いを超えて人々を結び付ける文化的な働きがあるとして、様々な人とのスポーツによる共生の効果を学ばせるよう指示されている。

以上のように、新学習指導要領で体育授業は、男女平等教育にも貢献できる男女共習型体育授業実施の可能性も秘めている。

【研究の総括・提言】

今まで、学校におけるジェンダーは、体育の授業で最も強化されてきた。それは画一的な男女別習型体育授業が行われてきたこと、運動の可視性、学習場面では身体を媒介として行われてきたことなどが理由として挙げられる。これからは、男子と女子としてではなく、ひとりの人間としての体育科教育が再考されなければならない。そして、これまで伝統的に行われてきた画一的な男女別習型体育授業は変わらなければならない。目標、内容、教材、などを含めた課題を組み替えて、授業形態を変える必要がある。学習内容によって使い分けることのできる男女の体育授業が、今必要とされている在り方であるのではないだろうか。

男女に限らない個性を尊重しながら教育機会の均等を保障し、異質共同学習をすることは、男女共同参画社会の実現を可能にすると考えている。男女共同に参画する社会を目標とするために、それに応じた体育科教育が必要であると考えている。